

第4回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和3年9月30日（木）
9時30分から10時56分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 12名
- 4 欠席委員・・・1名（福井利和委員）
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 局長・次長・水元・日高・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:30	議 長	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、只今から、第4回日南市農業委員会総会を開会いたします。細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の福井利和委員より欠席届が提出されております。只今の出席農業委員は19名、農地利用最適化推進委員は12名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に5番杉本昭二委員、6番金丸勇太委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	局 長	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。

局 長	本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後、全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。
議 長	お諮りいたします。只今、事務局長が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第1号から議案第5号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
局 長	それでは、只今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました4件について当農業委員会として許可すべきか、否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号1番から3番は経営規模拡大のため、受付番号4番は、新規農業経営のためとなっております。 次に議案第2号、農地法第4条の許可申請について、県知事への申請がありました2件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番は一般個人住宅のため、受付番号2番はその他（木材置場等）のためとなっております。 次に議案第3号、農地法第5条の許可申請について、県知事への申請がありました14件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が13件で、受付番号1番から3番、5番、6番は植林のため、受付番号4番、14番は農業用施設用地のため、受付番号7番、9番、11番、12番は一般個人住宅用地のため、受付番号8番は駐車場用地のため、受付番号13番は植林及び住宅用地のためとなっております。賃借権設定が1件で、受付番号10番は、資材置場用地の一時転用のためとなっております。

	局 長	次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、4 件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、更新の利用権設定が 3 件、所有権移転が 1 件となっております。 次に、議案第 5 号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました 5 件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号 1 番から 5 番は、耕作放棄地の内、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれるため、非農地として証明するものであります。 以上、説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	局 長	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室 1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室 2、北郷地区は会議室 3、南郷地区は会議室 4 でお願いたします。
9:37	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は 10 時 10 分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。 地 区 別 審 査 （各会場にて）
10:10	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について 4 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。

金 丸	はい、6 番金丸です。受付番号 1 番について説明します。9 月 28 日、譲渡人立会いのもと現地調査しました。申請地は酒谷 3 区、国道 222 号線沿いにある製材業者事務所から北東 50m の所にある農地です。譲受人は規模拡大したいとの希望で今回の申請となったようです。取得後は梅を植栽するとのこと。特に問題ないと判断しました。ご審議お願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
南	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号 2 番について説明します。申請地は下塚田地区です。県道 54 号線上塚田バス停を酒谷方面へ行き、最初の十字路を串間方面に左折し 300 m 程行った所の農地です。9 月 25 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。塚田地区担当の作本委員に情報提供と協力を頂いています。譲渡人は体調が悪く管理できないため隣接地所有の譲受人に購入して欲しいと依頼があり今回の購入となったとのこと。譲受人はミカン農家で規模拡大です。譲渡人には、9 月 25 日、直接会って確認しました。特に問題ないと判断しました。ご審議お願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
井 上 (英)	はい、13 番井上です。受付番号 3 番について説明します。9 月 22 日、譲渡人に電話で聞き取りし、9 月 23 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は、大窪小学校から東に約 100m 行った所です。譲渡人は平成 9 年まで申請地に隣接する住居に居住していましたが、現在は日南市時任町に在住です。管理が出来ないとのことで隣接地在住の譲受人に譲ることにしたそうです。譲受人は、取得後菜園として利用するそうです。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
谷 口 (宏)	はい、9 番谷口です。受付番号 4 番について説明します。申請地は南郷町中村で、中村神社より城山に登る農道を 500m 程行った樹園地周辺です。9 月 25 日、譲渡人に電話で確認し、9 月 26 日、譲受人と

10 : 15	谷 口 (宏)	南郷谷之口地区担当の谷口会長立会いのもと現地調査を行いました。譲受人は、親子で養蜂業をされており、申請人は息子さんです。以前から農地を取得したいと探されていましたが、今回知人の紹介で廃園になった樹園地跡地を取得し、栗を 100～200 本を植栽し管理していきたいとのことでした。譲渡人は、高齢で 4 年前から管理されておらず、今回売買の話がありまとまったとのことでした。特に問題ないと判断しました。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について 2 件の審議をお願いします。はじめに、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6 番金丸です。受付番号 1 番について説明します。9 月 27 日、申請人の母立会いのもと現地調査しました。申請地は、酒谷 3 区、国道 222 号線に架かる鯛の子橋を渡り、西へ 200m 程進んだ所にある宅地です。昭和 43 年頃に許可なく建物を建てており、今回無断転用であることが判ったため申請となったようです。周囲に影響を与える農地は無く、始末書も添付されており特に問題ないと思います。ご審議よろしく願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 2 番について説明します。9 月 28 日、申請人に連絡し現地調査しました。申請地は南郷地区榎原下講で、国道 220 号線沿いの製材所の隣接地です。今回の申請は、現在のこくず集積場が工場の天井裏にあり、地元の畜産業者が積み込む際危険であるため、隣接する申請地に集積場を設置するものです。国道の接道については国土交通省に承諾を

10:18	倉 元	受けています。東側は申請者の工場、南側は堤防、北側は国道です。雨水は、東側と西側にU字溝を設け既存のパイプに放流します。特に問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第3号、農地法第5条の許可申請について14件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番、2番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、10番稲山です。まず受付番号1番について説明します。9月24日、譲受人立会いのもと現地調査をしました。譲渡人については電話にて確認しました。申請地は、飢肥飛ヶ峰で、振徳高校東側の山の一面です。地目は畑ですが、既に50～60年の杉が植林されており、周りは山林化していました。譲受人は材木業を営んでおり、飛ヶ峰の山一帯を購入し素材生産を行う会社です。地目変更する際、無断転用が発覚し今回の申請となりました。始末書も添付されており、問題ないと判断しました。 次に受付番号2番について説明します。9月25日、譲受人立会いのもと現地調査をしました。譲渡人は東京在住のため、電話にて確認しました。申請地は、飢肥板敷原ノ迫です。譲受人によると申請地に隣接した土地を持っているが、申請地に杉が植林されており樹高が高く周囲の民家に日が差さず、住民が困っているとのこと。また、倒木による被害が発生することが予想されるため譲渡人に連絡したところ、東京在住のため管理が出来ないのでお願いしますということで申請に至ったとのこと。地目は畑で転用後は杉を伐採し、その後地目変更を行い低木を植林するとのこと。始末書も添付されています。周囲には農地は無く許可妥当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。

議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
金 丸	はい、6 番金丸です。受付番号 3 番について説明します。9 月 27 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は、酒谷 3 区、国道 222 号線にある造林業者事務所から西へ 300m 程進んだ所にあります。申請地はもともと譲受人の叔父の農地でしたが、地籍調査で譲渡人の農地が一部混ざっていたことが判り今回の申請となったようです。申請地にはクヌギが植林されていましたが、周囲に影響を与える農地は無く、始末書も添付されており特に問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 4 番から 6 番について、担当委員より報告願います。
向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。まず、受付番号 4 番について説明します。申請地は酒谷地区中山です。国道 222 号線を都城方面へ向い右手に市道中山線入口がありますが、そこから 1.4 km 進んだ所が申請地になります。9 月 26 日、譲受人と連絡を取り現地調査しました。譲渡人には 9 月 27 日に電話で確認し、間違いのないことでした。譲受人は現在 30,000 羽の鶏を飼育していますが、娘婿と一緒に 20,000 羽が入る鶏舎を新築し養鶏業に努めるとのことでした。周辺は農業用施設が点在しており、山林化しているため影響を与える農地はありません。雨水は地下浸透処理し、汚物は定期的に掃除し流出しないよう責任をもって対応するとのことでした。何も問題なく許可妥当と判断しました。 次に、受付番号 5 番、6 番について、申請地が近く譲受人が同じですので同時に説明します。申請地は酒谷地区割籠谷です。国道 222 号線を登っていくと左側に新村林道、割籠谷林道入り口の看板があり、そこから左へ 500m 程行った所が申請地となります。受付番号 5 番について、9 月 24 日、譲渡人に電話で確認し、9 月 25 日、譲受人と現地確認しました。この土地は以前畑でしたが、畑として利用できなくなり杉を植林したということです。譲受人に所有権移転する際、地目が畑であることが判明し、今回の追認申請となりました。譲受人は、土砂の流出防止に努め今後適切な森林管理をしていくとのことでした。周囲は山林化しており、影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。何も問題なく許可妥当と判断しました。

	向 高	次に、受付番号 6 番についてですが、譲受人、譲渡人には 9 月 24 日電話で連絡を取り 9 月 25 日に譲受人と現地確認しました。この土地は以前畑でしたが、譲渡人の父が杉を植林し、その後相続しました。譲受人に所有権移転する際、地目が畑であることが判明し、今回の追認申請となりました。譲受人は、土砂の流出防止に努め今後適切な森林管理をしていくとのことです。周囲は山林化しており、影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。何も問題なく許可妥当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 7 番、8 番について、担当委員より報告願います。
	山 元 (陸)	はい、18 番山元です。まず受付番号 7 番について説明します。この案件は所有権移転です。9 月 26 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は、中平野一丁目、中平野公民館近くの非耕作地の自己管理農地です。譲渡人と譲受人は親子関係で、夫の実家の近くの土地に新築したいと親に相談したところ贈与にて譲る話がまとまり今回の申請になりました。周囲の三方は自己管理農地で、もう一方は住宅地ですが、境界にはブロック塀を設置し、生活污水は日南市下水道に接続し、雨水は道路側溝に排出する計画です。何も問題なく許可は妥当と判断しました。 続いて受付番号 8 番について説明します。申請地は、油津地区梅ヶ浜で、油津中学校から奥へ 50m 行ったドッグランの隣接地です。これも所有権移転です。9 月 26 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。譲渡人の申請代理人に聞き取りしました。譲受人はドッグランの駐車場として使用するとのことです。周囲は住宅地で既に境界にはブロック塀が設置されており何ら問題なく許可妥当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 9 番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17 番山本です。受付番号 9 番について説明します。9 月 24 日、譲渡人、譲受人と電話連絡を取り確認し、現地調査しました。申請地は戸高四丁目です。本屋兼直売所から東方向へ 100m 程の所になります。譲渡人は譲受人の要望で手放すとのことです。譲受人は現在共同住宅に家族 4 人で住んでいますが、手狭になり申請地に自宅を

	山 本	建築する計画です。周囲は、住宅用地と譲渡人の農地がありますが、農地は既に休耕地となっています。農地との間にはブロック塀を設け土の流出を防ぎ、雨水は市道沿いの側溝へ流す計画となっています。生活污水は、日南市下水道に流す計画です。何も問題なく許可妥当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 10 番について、担当委員より報告願います。
	田 端	はい、2 番田端です。受付番号 10 番について説明します。9 月 24 日、貸付人、借受人に電話で確認しました。申請地は吾田西三丁目の幼稚園の裏になります。幼稚園の増築にあたり借受人の資材置場と仮事務所のための一時転用です。一時転用の期間が一年間と長いのは工事が大規模であることからです。吾田地区の土地改良区の許可手続きもされています。事後申請ということで始末書も添付されています。貸付人は一年後には現況復旧してもらうように確認しているとのことです。盛土はせず、鉄板を敷いて使用するとのことです。特に問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 11 番について、担当委員より報告願います。
	山 元 (敏)	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号 11 番について説明します。9 月 27 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は吾田東九丁目で、市道油津星倉線を油津から飢肥方面に向かい、ホームセンター手前を左折し歯科医院と戸高川に挟まれた住宅地です。譲受人は現在家族 6 人で借家に住んでいますが、将来の安定した生活を送るために住宅を新築したいとのことです。申請地は 815 m²の畑です。これを二つに分筆し進入道路を設けて建設します。残りは農地になりますが境界にブロック塀を設け土砂の流出等には十分注意するとのことです。敷地の左側が住宅で太陽光ソーラーが設置されています。右側は、戸高川の堤防です。雨水は道路の側溝に流し、生活污水は日南市下水道に流す予定です。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 12 番について、担当委員より報告願います。

	平 賀	はい、14 番平賀です。受付番号 12 番について説明します。9 月 22 日、代理人立会いのもと現地調査しました。譲渡人、譲受人とは、9 月 23 日に電話で確認しました。申請地は東郷地区東弁分で、県道日南高岡線を北郷方面に向かい、東弁分交差点手前を右折し約 100m の所です。申請地は住宅地に隣接しており、周囲には農地がありますが、農地への影響はないと考えられます。譲渡人には相続で得た農地を売却したいとのことです。譲受人は、4 人家族で現在アパート住まいですが、子供が成長し手狭になったため今回住居を建築するとのことです。建築にあたっては、雨水は道路の側溝に流し、生活污水は合併浄化槽により排水します。また二項道路のためセッバックを行い適切に対応するとのことです。許可妥当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 13 番について、担当委員より報告願ひます。
	川 添	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 13 番について説明します。9 月 25 日譲受人に電話で確認し現地調査しました。申請地は、富士地区富士河内で国道 220 号線から車で約 15 分の所ですが、国道 220 号線が現在通行止めのため北郷の方から回って現地調査しました。譲渡人と譲受人は親子関係で、昭和 33 年頃既に杉が植林されており、現在一部伐採されて新たに杉が植林されていました。また、家屋もありましたが、廃屋となっていました。また伊比井にも 1 筆あり、国道 220 号線から約 700m の山間部で杉が植林されていました。特に問題ないと判断しました。ご審議願ひします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 14 番について、担当委員より報告願ひます。
	井 上 (英)	はい、13 番井上です。受付番号 14 番について説明します。9 月 25 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。9 月 27 日、譲渡人の代理人の行政書士に電話で確認しました。申請地は大窪地区で、大窪神社より北に 1 km、西に約 3 km の柑橘園地帯から山岳部に入って行き進行方向右手にある養豚場の中にあります。申請地は昭和 53 年から養豚場農場として使用していますが、譲渡人は人手不足のため養豚場を経営するのが困難であるため、譲受人に相談されたとのことです。譲受人は規模拡大です。無断転用であります但し始末書も添付され

10:37	井 上 (英)	ており特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	山 元 (陸)	はい、議長
	議 長	18 番、山元委員
	山 元 (陸)	受付番号 2 番について質問します。低木とはどういう種類ですか。
	稲 山	はい、議長。
	議 長	10 番、稲山委員。
	稲 山	はい、種類については確認しておりませんが、民家が周囲にあるため日が当たらないこともあり、低木で考えられたのだと思います。
	議 長	その他ありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 3 号について、許可妥当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 4 号農用地利用集積計画について 4 件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	河 野	はい、3 番河野です。受付番号 1 番について説明します。9 月 26 日借受者立会いのもと現地調査しました。申請地は、北郷地区内之田です。内之田駅から踏切を渡りすぐの右手の水田と内之田駅より 50m 先の右側の水田です。所有者は昨年亡くなられ、相続人は市街在住ま

10:41	河 野	たは県外在住です。借受者は専業農家です。更新で特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、7 番田中です。受付番号 2 番について説明します。9 月 23 日に貸付者に電話連絡し、借受者立会いのもと現地調査しました。申請地は、南郷地区潟上です。潟上小学校から串間方面に約 6 km 行った笹ノ窪集落裏手に広がる果樹園の一面です。現在金柑が植栽されており更新で何も問題なく許可妥当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	池 田	はい、11 番池田です。受付番号 3 番について説明します。9 月 23 日に電話確認及び現地確認しました。申請地は、南郷地区賛波です。県道 448 号線賛波川沿いを上流に約 100m 行った川の右側にあるマンゴーハウスです。更新で問題なく許可妥当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から利用権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。受付番号 4 番について担当委員より報告願います。
	加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号 4 番について説明します。9 月 25 日、譲受人と現地確認しました。譲渡人は県外在住のため電話で確認しました。申請地は、南郷地区脇本で

10 : 43	加 藤	す。譲受人は、母牛 150 頭の繁殖農家です。申請地は牛舎の横の田ですが、ロール置場として活用していきたいとのこと。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、担当委員から所有権移転についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転について計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 5 号、非農地証明願について、5 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、東郷・鶴戸地区農地利利用最適化推進委員の川添です。受付番号 1 番について報告します。申請人は宮崎市在住のため電話で確認し、9 月 27 日に現地調査しました。申請地は、国道 220 号線から約 500m 山間部です。現在は山林化しており、面積も小さく、川の増水によっては水没の可能性もあり農地として復元は困難だと判断しました。非農地証明は妥当であると思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	井 上 (英)	はい、13 番井上です。受付番号 2 番について説明します。この案件は先ほど議案第 3 号受付番号 14 番の養豚施設の周辺です。申請地は、数十年前から農地として利用しておらず山林です。農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地とされますので非農地判断は妥当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。

	議 長	続きますして、受付番号 3 番から 5 番について担当委員より報告願います。
	谷 口 (宏)	はい、9 番谷口です。受付番号 3 番から 5 番は申請者が同じですので同時に説明します。9 月 25 日に申請者代理人立会いのもと現地調査しました。申請地は、上方地区と下方地区の境にある自動車学校を起点に 3 番が北側 20m、4 番が北に 1 km の山間部、5 番が南に 400m の所です。3 番、4 番、5 番共に 10 年以上耕作放棄されており、雑木が生い茂り山林化していました。周囲も同じような状態です。農地復旧は困難と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 5 号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号は原案どおり承認することに決定しました。
10 : 47	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 その他ございませんか。
	議 長	なければ、事務局説明をお願いします。 《報告事項》
10 : 56		終 了

第4回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

谷口 光 

署名委員

杉本 昭二 

金丸 勇太 